

令和2年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月14日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 令和2年9月14日 午前9時00分 委員長宣告
4. 協議事項
 - 1 請願
請願第1号 新型コロナから、子どもや教職員を守るために 小中学校の「20人以下学級」の実現を求めます
 - 2 付託議案
議案第59号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 事前質疑
 - (1) 新型コロナ禍関連のいじめ等について
 - (2) 政府コロナ対策～全社協の特例貸付金について
 - (3) 蘇南中学校大規模改造工事について
 - 4 報告事項
 - (1) ばら教室KAN Iの現状について
 - (2) 学校のICT環境調査結果について
 - (3) 学校給食費の改定について
 - (4) 今渡北小学校における断水に伴う臨時休業について
 - (5) 障害児通所支援事業所継続支援事業に係る補助金の支出について
 - (6) 可児市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - (7) 「可児市新型インフルエンザ等対策行動計画」の一部改正について
 - 5 陳情
陳情第1号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書(案)」の採択を求める陳情
陳情第2号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情
 - 6 協議事項
 - (1) 委員会の年間活動計画について
5. 出席委員 (7名)
委 員 長 板 津 博 之 副 委 員 長 松 尾 和 樹

委員 伊藤 健二
委員 川合 敏己
委員 中野 喜一

委員 山根 一男
委員 勝野 正規

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

請願第1号 請願者 小林 宏子

8. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長 大澤 勇雄
教育委員会事務局長 瀬 瀬 新吾
福祉支援課長 飯田 晋司
健康増進課長 古山 友生
学校教育課長 今井 竜生

こども健康部長 伊左次 敏宏
高齢福祉課長 加納 克彦
介護保険課長 佐橋 裕朗
教育総務課長 石原 雅行
学校給食センター所長 玉野 貴裕

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮崎 卓也
議会事務局書記 下園 芳明

議会総務課長 梅田 浩二
議会事務局書記 土屋 晃太郎

○委員長（板津博之君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

執行部については、必要最小限の出席にとどめておりますのでよろしくお願いたします。
本日の委員会には傍聴を希望される方がお見えですので、御承知おきください。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、1. 請願、請願第1号 新型コロナから、子どもや教職員を守るために 小中学校の「20人以下学級」の実現を求めますを議題といたします。

本日は、9月14日開催の教育福祉委員会で承認いただいたとおり、請願者である新日本婦人の会可児支部の小林宏子さんに参考人として御出席いただきました。

ここで参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本委員会のために御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は忌憚のない御意見を述べていただきたいと思いますので、後ほどよろしくお願いたします。

では、この後、10分以内を目安に御意見を述べていただいた後、委員より質疑をさせていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、参考人の方は、委員長の許可を得て発言をされるようお願いいたします。

また、参考人の方は、ここにおります委員に対し、質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは初めに、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（下園芳明君） それでは、朗読いたします。

令和2年8月18日、可児市議会議長 澤野伸様。

新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子様よりの請願書になります。所在地、可児市大森2473。

紹介議員は伊藤健二議員と富田牧子議員です。

新型コロナから、子どもや教職員を守るために 小中学校の「20人以下学級」の実現を求めますという請願書になります。

請願の趣旨でございますが、緊急事態宣言が解除され、学校が再開されました。2月末の突然の休校から3か月、新型コロナの渦中において、子どもたちはたくさんの精神的苦痛がありました。学校が再開され子どもたちは学校にもどってきましたが、その学校生活には以前と比べてまたたくさんの制約があります。

新型コロナウイルス対策として、子どもたちは一斉に歌うことの禁止、運動会の中止など、人との関わりの面での制約を受けていますが、新型コロナの予防のためを前面に押し出すな

ら、1クラスに30人から40人近く在籍させるのはいかがなものでしょうか。ある保護者の方は「市の公民館は、3密を避けるために厳しい人数制限を強いているのに、学校は今までの人数でいいのか」という声が寄せられています。

また、会社も「密」避けるためにリモートワークを進めています。学校だけが1クラス40人のままでいいのでしょうか。先生方も毎日の検温・消毒に追われる中、さらにソーシャルディスタンスを保つために、子供たちの席の間隔や、休み時間に子供同士で接触しないように気を張り詰めておられます。

新型コロナウイルスばかりでなく、将来未知のウイルスが蔓延する可能性があると言われていますが、その予防のためにも、1クラスの人数を欧米並みの20人以下にしておけば、一定の予防が可能です。また、ウイルス対策だけでなく、子供たち一人一人を大切にする授業も保障することができます。先生方の負担解消にもつながります。

財政的に困難との声もいただいています。 「お金より、いのち」を優先することが今必要です。

文科省は「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策管理マニュアル」（令和2年5月22日）の中で、1クラス20人程度の学級をモデルにしています。

数年がかりの事業となりますが、教職員の増員とともに、20人以下学級の実現を要望します。

請願項目といたしまして、1つ、新型コロナから、子供や教職員を守るために小中学校の「20人以下学級」を実現してください。

以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより参考人の方に本請願の趣旨等について説明していただきます。

それでは、小林参考人、よろしくお願いいいたします。

○参考人（小林宏子君） 小林宏子と申します。新日本婦人の会可児支部の支部長です。

今日はこういう機会をいただいて、本当にありがとうございます。

趣旨説明、今読んでくださったとおりなんです。ここに入りましたら、3密ではなく広い空間で、安心できる場所が議会でも提供されている。地区センターでも40人定員だと20人、ずっと続いているわけですね。学校に行きましたら、もう皆さん教室に入られたら本当にびっくりされると思うんですけど、以前のままです。

分散登校の2週間がありまして、午後登校、午前登校をやったとき、友人の先生からは、本当に少ないっていいよねと。18人とか、子供たちも先生に名前を呼んでもらえる回数が多かった。親も安心だった。

ところが、あの期間が過ぎまして、一気に倍の人数、可児市で言うと小学校1年生から3年生までは35人学級にさせていただいていますので、23人とか20人台の学級も多いわけですが、それでも多い。先生たちは、例えば洗面所の前に立って、詰めないように監視している。あと、子供が固まっていると近づいて行って、密、密と。何かね、ここに書いてあるように、

いろんなところでいろんな手を打っているのに、学校はそのままなのか。

私たちは、ゆとりある教育を求めて、国に35人学級にしてほしいと長い間、本当に20年前、30年前から署名をし、35人学級の実現を求めてきたんですね。可児市では、本当にありがたいことに、中学校1年生と小学校1年生から小学校3年生まで35人学級なので、教室の中に38人、そんな人数はいないんですけど、それでも年度末になると、あと1人転校してきたらとか、もう本当に分かっているんです、少人数でやるよさは。そして今回、実感もできたんです。

今回の請願は、今までずっとやってきた35人以下学級の実現をとというのではなく、このコロナ禍、可児市でもまだまだ本当に心配な状態は、昨日のニュースもありましたけど、続いているわけで、将来的にも心配、こんな中で、今までどおりの学級人数でいいのか。

こういうお願いをしますと、財源はどうする、教員の確保はどうする、必ずそういうふうになるんですけど、私は、ここにも書いてあるように「お金より、いのち」、お金で言いますと、ちょっと調べましたら、今すぐにでも35人以下学級は実現可能ということで、このゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会というのが試算しましたら、8,600億円の追加、教員は10万人ということで、実現は可能だと。結局、やる方向に進むか進まないかで実現が可能だという試算も出ています。

最近読んだ新聞で、9月9日に、経済協力開発機構（OECD）が、国内総生産に占める教育の公的支出ですね、皆さんも読まれたと思いますが、日本は2.9%。何か下から数えて2番ぐらい、この加盟国の。しかも、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、ほとんどの加盟国は一、二メートルの人と人との間隔を取ることを学校再開の条件としている。ということは、20人学級、20人に近い学級を用意することが学校再開の条件だったわけです。

でも、現状は、さっき申したように28人学級もあるし、35人学級ということは、半分に分ければ18のように見えるんですけど、違うんですよ。3クラスあたりすれば、大体28人とか。しかも、4年生になると、今渡北小学校は3年生まで3学級なのが2学級になるのかな。土田小学校はそうです。保障されていない。この可児市で小学校3年生までやってくださっていることが、3年生までなので、やっぱり国に対して、少人数学級をやるんだという要求を、市議会からも県議会からも出していかないと、財政の豊かな余裕のある自治体と、そうじゃない自治体と差ができるということもあって、可児市でできることもあるだろうと、国に要望していただくこともあるだろうと。そういう気持ちでこの請願を出したいと思います。

子供たちの様子を見ていただくと、本当に制約を受けています。もちろん行事のこともですし、転んで泣いている子に先生が寄り添って慰められないと。本当に真面目な先生たちの中で、そういうところは制約をしながら、肝腎要のゆとりある教室を用意していないというのは、本当に大事なところが練られていないんじゃないかと、たくさんの親さんや、先生OB、現職の先生たちの意見も聞いています。ぜひ皆さんにこの思いを共有していただいて、可児市でできることは何だろうということを考えていただきたいと思って請願を出しました。

よろしく申し上げます。

○委員長（板津博之君） 小林参考人、ありがとうございました。

それでは、ここで紹介議員の伊藤健二議員がおられますので、もし補足説明等ございましたら、また発言してください。

いかがですか。

○委員（伊藤健二君） 発言をさせていただきます。

請願の趣旨については、今、参考人が直接皆様にお訴えを申し上げたとおりだと思います。主要なことは、この請願書の中に記載してございます。

それで、なぜ20人以下学級が出てきたのかという問題は、趣旨にも書いてございますが、まさに新型コロナウイルス対策という避けて通れない、そして今、最も子供たちの命と健康を守っていくに必要な学びを勝ち取っていく上での基礎条件として、人数と学校校舎の面積の問題があるんだということも明らかになったと思います。

また、働く教育労働者、教師の皆さんの働き過ぎの問題、あるいは就労条件といいますが、働き方改革のテーマの一つとしても、何人の子供たちに対する責任をどういう空間で持つのかということが大きなウエートを占めています。これらの意味から、1つには、参考事例として、今口頭で教育の公的支出、これは一つの国のGDP国内総生産と教育支出費用の比率を計算したのですが、今御紹介あったとおり下から2番目、比較可能な38国のうちで、何と下から2番目です。アイルランド、アイスジャありません、アイルランドを最下位にして、その1つ上、これが今の日本の2017年の実態です。2.9%。最大はノルウェーの6.4%、約倍以上あるということです。ですから、日本は出すべきお金が出ていないということです。

じゃあ、本当に金がないから全てができないという議論で済むのかということ、私が本会議場で皆さんに訴えました、在日米軍の子弟の学校教育環境の問題が事例としてあります。何が言いたいかといえば、アメリカの国が決めた基準、米国の軍務局が決めておるわけですが、アメリカでは常識になっている基準です。つまり、小学校においては、この際面積はちょっと置いておきますけど、1クラスの子供の人数が、小学校第1学年から小学校第3学年までは18人。そして、第4学年以降については24人以下という基準です。大体20人前後という基準を持っています。これに見合うように、教室の大きさや教員の配置等々必要な経費をきちっと見ていかせようというのがアメリカの考え方です。

アメリカだからいいと言っているわけじゃないんです。米軍が要求した思いやり予算で補償しますから、財政のことは気にしていません。どうあるべきという考え方がはっきりしているのが、このアメリカ軍の事例だというふうに思います。あとは日本の税金でつくってもらい、それを活用するということになっている。アメリカの軍人の子弟に保障ができるなら、日本の国民の子供たちに同様の環境を目指して頑張っていくというのは日本国政府の当然の義務ではないかと思えます。そうした点で、やってできないわけじゃなくて、確かに高い壁、人数の措置、そしてまた何よりも教員数を増やさなきゃいけないという課題もありますので、一足飛びにはできないと思いますが、今後コロナ禍の下で本当に子供たちを守っていくとい

う上では、この課題が避けて通れない喫緊の課題になっているということを御理解いただきまして、少しでもいい内容が実現できるよう、請願を生かしていただきたいというふうに思っています。

私からの補足は以上です。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ここで参考人の方に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

いかがですか。質疑ございませんか。

○委員（川合敏己君） 今日はありがとうございました。

コロナ禍ということで、やはり早急に20人以下学級を実現してほしいということなんですけれども、これが実際、今ウイルスのワクチンであったりとか、薬であったりとかというのは、世界中で躍起になって、一生懸命つくろうと頑張ってくださいっているんですね。治験まで行っているところもあるということはニュースでも聞いているんですけども、そういうことでなく、そもそも20人以下のクラスというものをやはり求めていかれたいということなのかどうかということもちょっと教えていただけると。お願いします。

○参考人（小林宏子君） そもそもです。そもそも人数は少ないほうが、細かな、豊かな先生との関わりや教育内容の浸透ができるのは、もう分かっていることで、20人学級、20人以下学級、少しでも近づく、今が多過ぎる。ですから、20人学級というふうに目指すところを、数を言いましたが、いいチャンス、コロナ禍のこの時代で人数を少なくしていくといういいチャンスを使って、その理想に向かって動いていくというのが大事だと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○副委員長（松尾和樹君） 本日はありがとうございます。

私も可児市内の中学校と小学校に息子と娘を預かっている身なので、この新型コロナウイルス感染症の影響に対してとても心配している一保護者として、今回の件はとても切実だというふうに感じております。

その中で、議員として、中日新聞の記事で、8月27日に出ておりました「少人数学級、財源の壁」というような見出しで載っておりました。その中で、締めところでなんですけれども、少人数学級に対して心配される方の御意見が載っておるので、ちょっと共有させていただきたいと思います。

多様な考え方に触れ、切磋琢磨する機会が減るのではないかと、教職員が増え、意思疎通が図りづらいのではないかと、人件費が増える割に学力向上の費用対効果が少ないのではないかとといったいわゆる欠点のようなものを指摘する声もあるというふうに新聞記事には載っておりますが、小林参考人の御意見を、もしよろしければお伺いできますでしょうか。

○参考人（小林宏子君） そういう意見は一部です。少人数が有効であるという意見を拾えば、100倍、200倍出てくると思います。少人数が多様な意見が拾えない、切磋琢磨できないなんということがあれば、この地区でも、加茂郡の奥とか、十何人の学級の子供たちもそういうことはありませんし、何か財源がえらいからということ、とてもマスコミも含めて強調し

ているように私は感じました。

教職員の疎通ということであれば、それは、今学校の中には非正規の方がとてもたくさんいて、そこを1年で契約が更新し、中には、これも財源ですが、3つの学校を掛け持つとか、本当に半分ぐらい、もしかすると非正規講師であったりするんですね。そういう人たちは1こま5時間なら5時間終わると勤務が終わる、午前中の時間で終わる。意思疎通ができないのは、非正規の方が多いということのほうが問題があって、個々の学校できちんと子供たちに向き合うんだという正規の職員、正規の職員じゃなくても皆さん一生懸命やられるんですけども、その勤務時間の数え方、授業数で数えているという現状で、打合せ時間はカウントされないということがあるんですね。そういうところで、私は人数が多いからといって意思疎通ができないとは一概に言えないと思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（中野喜一君） 今日はありがとうございました。

このような20人以下学級に向かっていくというのは、やっぱり必然の流れであって、また今まで私の子供の帰ってきたときもそうなんですけれども、やっぱり担任の先生のお話を聞くと、非常になかなか目が行き届かないというのが現状であるということをしていましたんで、ただ、今回GIGAスクール構想ですとか、リモートの授業ですとか、大きく今後数年で環境が変わっていくと思いますんで、その変わっていく中で、ただ単に変わっていくじゃなくて、この20人以下学級というのを目標に掲げて、変化して試行錯誤しながら進めていくということが非常に大事だと思いますので、この提言は非常にいいことだと思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） 意見でよろしかったですね。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

参考人の方に対する質疑をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 紹介議員が質疑するって、ちょっと変な格好ですが、お許しいただきたいと思います。

先ほど私は発言の中で、基準が基準がということで、基準議論を展開しましたが、この基準に対する考え方はいかがですかという質問をしたいと思っています。

事例を若干説明しますが、これまで40人学級でした。それを今、全国的にも少人数へ変わって35人となっています。その結果、小学校1、2、3年を例に取れば35人、最大で今渡南小学校でも35人が3クラス、小学校3年生で出ています。これを例えば基準をさらに5人下げて30人にすると、20人ではありませんが、第1段階として30人に、もう一ランク子供の人数基準を小さくして、密を避けていくという方法論も極めて現実的には必要な手段かと思いますが、もし30人にすると、具体的事例で検討すれば、現在30人から35人までの間でクラスが成り立っている各可児市の小学校3年のクラス、ここは各数がばばばっと増えますが、膨大な数の教員数が増えるわけでもないですし、今まで3小学校で2年生が3クラスあるいは4クラスあったところが、たまたま今渡南小学校でいえば今は4クラスですが、ここは変わ

りません。29人から28人ですので。だけど、3年生は35人が3クラスありますので、これが4クラスに変わる。そして20人台に落ち着くという結果を生みます。

このように、たった5人ですけれども、一時的にまず1段階下げることによって、実際の効果は20人学級にさらに近づいていくということで、より子供たちに対する環境の改善と、何人のクラスで子供たちが教育を受けるかという、ある意味公的教育の平等性の問題も、よりいい形になっていくと思いますが、この辺について一言お考えをお願いできますか。

○参考人（小林宏子君） 文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症対策で、このマニュアルをつくったのが、20人学級を想定しているんです。私も20人学級、20人というのはここからも拾ったんですけど、35人の今がすぐに20人になるはずはないと思うんです。例えば、可児市で言うと30人にする。30人にすると、3クラスであったものが2にならずに3のままいける。

皆さん、ここに小学校1年生の子が20人いるとイメージしてください。こちらでもめるわ、こちらで質問をするわ、走り回るわ、勉強が分からんと言う。本当に、さっき学力はどうかという質問にちょっと答えなかったんですけど、どこでしたっけ、イタリアか、14人いるときと、ここで20人以上いるときの、私たちが教員なら、指示の通り方、説明の仕方、親さんとの交流、全然質が違います。学校は確かに学習を教えますが、学びの場ということで、その教科の学習以外に解決する方法、協力する方法、力を合わせる方法、自分の意見を述べる、物すごい多様な学びの場なんですね。確かに競争して学力を伸ばすというふうだったら、リモートもある、人数が多くてもやれる部分もあるんですけど、豊かなゆとりある学校という意味では少ないほうがいい。

伊藤委員が言われたように、30人にする。それからもう少し少なくするというので、段階的に考えていくのは私も賛成です。それこそ要望として出したかったことの内容でもあります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに参考人に対する質疑、ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは参考人の方に対する質疑はこれにて終了といたします。本日は貴重な御意見を述べていただきまして、心から感謝を申し上げます。

本委員会といたしましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な議論をしていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

小林参考人におかれましては、これで御退席いただいて結構です。

○参考人（小林宏子君） ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時33分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行いたいと思いますが、これに賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。ありがとうございます。

それでは、これより自由討議といたします。

御意見ございますか。

○委員（山根一男君） この請願の趣旨といたしますか、全般的には全く同感であります。

あと、ある調査によりますと、教師の九十何%の方が少人数、少しでも教師を増やしたいと賛成しておりますし、この全国市議会旬報を見ましても、この5月から7月に可決した意見書の中で、少人数学級の実現というのは35件、趣旨は多分近いと思うんですけど、国における令和3年度教育予算拡充を35件、教職員定数の改善34件という形で、全国からも当然注目されておるし、文部科学省自体も問題意識を持っていると思います、いろんな調査を見ていますと。

各地を見ていまして、もちろん今回コロナ禍というところが一番強調されているわけですし、それもそのとおりなんですけれども、請願項目自体に20人学級というふうに書いてしまっていますので、これを先ほどの意見聴取の中で、より少人数学級の実現というところで特化してもらえばというのは、これは請願の場合そういうわけにいきませんので、趣旨採択ができないということで、ぜひ課題としてこれを受け止めた形で、実際に全員が認められるような形で意見書を出すという方向で私はできればと思うんですが、それは別としまして、この項目だけを見ましたときに、もちろん財源の問題とか、現実的に考えたときに、どうしてはてながついてしまうというところで、非常に苦しいんですけれども、意図は全く同感ですけれども、請願という形である限りは、20人を実現しろということを国に要求するわけですから、それを市議会として後押しするというのは、ちょっと心配といたしますか、難しいかなというふうに思っています、ぜひこれを委員会として、またこのことを突き詰めながら、いい形で持っていけるという方向で、意見ですね。だからまだ言わないですけど思っています。

○委員長（板津博之君） ほかに。

自由討議ですので、この後の討論または採決に向けての議論を深めるという意味での自由討議ということですので、ほかに御意見のある方はございませんか。

○委員（勝野正規君） 総論、別に問題なくて、いいことだと思いますけれども、ソーシャルディスタンスを保つために、コロナ禍の時代、非常に重要なことなんで、否定はできませんし、お金より命、これも非常に名言なんで、これを否定することはできませんけれども、やはり現実的には、小学校の敷地の総面積を考えて、そこへ校舎を造っていくとさらに狭くなってくる。それから、やっぱり物理的にハード的にお金というのが必要になってくるということを考えていくと、今回意見書を出すというのも、もうちょっと上のほうの国・県の動向

を見守っていったほうがベターかなと思います。

それとやっぱり、今30人から40人が1クラスにおるんですけれども、先ほど伊藤健二委員が言われたように、教員の働き方改革という観点から考えると、1人の先生のやることは、40人学級であろうが20人であろうがそんなに変わらない、次の日の準備をする云々というところであると思うので、20人学級云々というよりも、やっぱり職員、教員の増員ということが非常に重要かなということを考えておりますので、今回はもう少し、結論から言うと、上のほうの動向を見ながらという考えでよろしいかなと思っております。

○委員長（板津博之君） ちょっとすみません、冒頭で申し上げておりましたが、今回、教育福祉委員会の資料1として、現在の可児市内の小・中学校のクラス別人数というのを皆さんお手元の資料としてお渡ししてありますので、これも参考にしていただければと思います。

それではほかに自由討議。

○委員（川合敏己君） 請願の趣旨というんですかね、少人数学級を目指していくというのは、私も今まさに小学校に通う子供を持つ親としては、すごくいい考え方なんだろうとは思っています。

ただ、コロナ禍において、いわゆるこの請願項目では、新型コロナから子供、教職員を守るために小中学校の20人以下の学級を実現していただきたいというのは、正直これは現実問題としては難しいのかなというふうには思います。なぜかという、さっきも小林参考人がおっしゃっていたんですけれども、まず教室確保の問題、それから先生確保の問題、財源の問題、大きくこの3つの課題が出てくるわけなんです。

委員長が用意していただきましたこの小学校クラス別人数の表から試算をしていきますと、まず、現行を20人以下クラスにするということであると、現行のクラスから170教室増やさなきゃいけないことになるわけなんです。ただこのクラス別人数表は、空き教室の数は抜いていないと思いますので、それからいくと170教室までは行かないにしても、それに近い教室をまず確保しなきゃいけないということ。今度は講師は、講師というか教職員ですね、170人必要になってくる。こういうところが実際現実的なものかどうなのかということがあります。それから、財源なんですけれども、今ちょうど蘇南中学校が設計してリースして、校舎、あれは2階建ての8教室でしたですかね。あれの予算が大体2億円弱ぐらいなんです。それで考えていったときに、予算的にはもしかしたら四、五十億円近い予算が必要になってくる。

学校関係というのは、たしか3分の1ぐらいの補助があったと思うんですけれども、3分の1満々出るわけではないみたいなんです。いろいろ聞きますと。そうすると、やっぱり30億円から40億円の財政的な支出が出てくることを考えると、さっきも申し上げましたように、ちょっと現実的ではないかなというふうには思うんです。

伊藤委員が質疑の中でおっしゃっていた、最終的には20人以下なんだろうけど、すぐに20人以下を目指すかという、そうではなくて、段階的にでもいいからというようなことをちらっとおっしゃっていたんですね。そういったことというのは、今この可児市に空き教室

がある教室もあって、ただ校区が限られているものですから、それはそういう教室がうまく、学校の規模適正化の問題にもつながってくるとは思うんですけども、そういう空き教室は一方であるけど、蘇南中学校や今渡北小学校のように、全くもう教室がなくてぱんぱんでやっているようなところもあって、そういったところをどう市として是正していけることができるのかというのをまずやっぱり考えていくことが必要なのかなと思います。

ですので、少人数学級というのは私も本当に賛成なんですけれども、現行できることをまずやっていくべきなんだろうなというふうに思います。そのためには、こういったせつかく問題を提起していただけたものですから、委員会の中ではそういった部分というのをきちんと掘り下げていくことが必要なのかなと思います。最終的には、この請願項目、新型コロナウイルス感染症から子供や教職員を守るために、小中学校の20人以下学級を実現してくださいというこの請願項目に関しては、やっぱりちょっと難しいんだろうなというふうに思います。そういう意見です。

○委員長（板津博之君） 大変分かりやすい御意見ありがとうございます。

ほかに、自由討議ですので皆さん発言していただければと思いますけれども、よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 自由討議ですので、発言します。

なぜ20人なのかという話については、参考人は、文部科学省が令和2年5月20日発出の管理マニュアルモデルに20人を掲げていて、そうか、そこまでもう考えてくれているのかと、じゃあ20人でいこうというふうにどうも思われたということです。

教員の経験もおありになる方のようなので、本当に小学1年生を教育するというのは並半端じゃないよということなんですよね。だから、直感的に言えばより少ないほうがいいんだけど、現実的にどうかというのは今この委員会で皆さんが多々いろんな角度から御指摘のある、川合委員からも指摘のあった内容だと思います。

それで、先ほどの勝野委員が、上の様子を見てということなんだけど、その上についてどこを指しているのか、もうちょっと御発言いただければ分かりやすいかと思うけど、要するにほかの動態や各財政面の問題、教員養成の現実性の問題、その他等々というさっき掲げた課題を、もちろん我々だけで解決できる問題ではないけれども、どういう方向でどうすべきかという、世の中の流れをやっぱりリードしていく必要があると思うんで、この小中学校の20人以下学級というのは、請願として出ていますので、私はこれについてはもちろん賛成の立場なんですけれども、今後その方向性として、20人以下というところでいろんな検討すべき問題が、あまりにもちょっとテーマが大き過ぎるということであるなら、その次のより少人数学級というような言葉と置き換えた要請を当委員会としては方向として持って、議論を進めていく必要があるんじゃないかということは感じております。

また、こういう討論の仕方については、参考人、請願者は、いやそれは間違っているという立場ではないということは先ほど確認できたと思うんで、御提起いただいた市民の意見、請願の内容を我々が議会として受け止めて、次に向けてどういう一歩を踏み出していかと

ということで、これは国、関係方面に対する一つの基準を持った、より少人数学級の実現に向けた要請だと、請願だということでもありますので、そういう方向性もあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

これ自体については、文面は変えられませんので、これはこれで私は賛成の立場ではありませんけど、以上です。

○委員（川合敏己君） 先ほど私的には少人数学級もいいんじゃないかなということでお話を申し上げたんですが、ただ一方で、可児市というのはスクールサポーターを入れて、今の県の基準である小学校1年生から3年生は35人、それ以上は40人学級。中学校は1年生が35人学級で、2年生、3年生は40人学級というような基準に基づいてやっているわけなんですね。そこで、可児市が独自に予算をつけて、スクールサポーターというのをたしかやっていますよね。

さらに、可児市なんかは通訳サポーターみたいなものももうやっているわけなんですけれども、例えばさっき申し上げた、教室確保というのは本当に難しい問題があると思うんです、場所も含めた。そういったことを考えると、これはいわゆる少人数学級の方向性ではないんですけども、いわゆるそういうスクールサポーターを充実させて、今ある教室の環境をよくしていくという考え方も僕は一方ではあるんじゃないかなというふうには思います。

請願項目に関しては、もうさっきも申し上げたとおり、これはちょっと難しい、大分難しい内容となっていると思いますので、この点は私はちょっと難しいんですけど、いろいろこれを機会に研究をしていくべきではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

もうこれで議論は尽くしたよということであればいいですが、何か発言される方が見えれば。

副委員長はよろしいですか。

○副委員長（松尾和樹君） 資料ナンバー1を見ながらなんですけれども、川合委員の先ほどの発言にもありましたとおり、本市においては、やはり今渡北小学校、蘇南中学校、中部中学校というところがやっぱり生徒数が集中しているなというのを感じまして、40人学級が実際にあったり、それに近い学級があるのもやはりそこであるというところから、本市ならではの課題がはっきりこの数字で見えるなということと、あとは全体的に言うと、やはり中野委員も発言されていたとおりで、少人数学級に自然とそういう流れになっているというのは、少子化というのもあると思いますので、という中で、児童の数が減ったときに、例えば帷子小学校なんかは、5年生が39人、40人で2クラスとなっているのも何かちょっと違和感があるなというふうに感じる部分もあります。

なので、私は、県の基準があるというお話も出ましたが、柔軟にこの時代の変化に対応していかなきゃいけないのかなあということをややはり思うところでもあります。そのため、この問題に関しては、ここで白黒をはっきりさせるということは必要なんですけれども、一方で、やはりこの内容という部分はしっかりと研究していく必要があるなということをお話強く感

じたという次第であります。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、一通り御意見も伺ったと思いますので、これで自由討議を終了してもよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 私は賛成の立場での討論をさせていただきます。

表題は、誰宛てに出されたものかというのは、特に書いてございません。請願者、新日本婦人の会の可児支部から、小林支部長が先ほど来御説明いただいたとおりでございます。

要は、小中学校の20人以下学級の実現を求めますということで、義務教育下の子供の教育の基本環境について改善してほしいと。それも、今、新型コロナウイルスによる感染対策が文部科学省も想定しているように、まさに1クラス20人程度の学級が望ましいということは、もうモデルとしても明らかになりました。

そうした内容を受け、全国知事会あるいは市長会、町村長会等も、地方自治の主要な諸団体が基本方向として少人数学級により踏み込んでほしいということを行いました。あるいは、校長会等々についても、私が本会議場で提案趣旨説明したときに申し述べたとおりであります。

そういう点に立てば、確かに財政上、あるいは教員養成のスピードその他の諸課題については対策が必要ですが、ここはぜひ、どういう方向へ向かってこの喫緊の課題に方向づけをするかという点で、本委員会ですべてこれをぜひとも採択をしていただき、その具体化として、誰に向かってこの内容、子供や教職員を守るために小中学校の20人以下学級を実現してくださいという内容について意見書を上げていくと、本会議場に委員会から適切なる文面に作り変えて出していくことも含めて方向づけをしていくことができるのではないかと考えます。

そうした点で、請願そのものについては、基本は賛成でございます。ぜひとも趣旨を酌んでいただき、よりいい一歩が踏み出せるようにしていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論はございませんか。

○委員（山根一男君） この請願に関しまして、残念ながら不採択という方向で考えておりますけれども、趣旨からいいますと、これは国に対してということよりは、可児市を含めてという大きな課題だと今改めて受け止めましたけど、やはり教育の問題、OECDの比率の話もありましたけれども、まずは国がこの教育についてどうかということをしかりと伝えていく必要があるということで、私は委員会の課題として受け止めながら、しかるべきときにそういうことをまとめて出すということを一応前提といいますか、思いの中にとどめながら、今回本当に残念ですけど、この20人学級という言葉がなければ、請願項目として受け止められたんですけども、あまりにも具体的なために採択できないという立場で、今回は不採択にした上で研究していくということで討論を終わります。

○委員長（板津博之君） 今、賛成・反対それぞれ討論が出ました。

ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論は終了といたします。

それでは、これより請願第1号 新型コロナから、子どもや教職員を守るために小中学校の「20人以下学級」の実現を求めますについて採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第1号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、採決の結果、請願第1号については不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時06分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは次に、2. 付託議案に移ります。

議案第59号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 議案第59号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号11、提出議案説明書の2ページを御覧ください。

この条例の改正趣旨は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めている厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正を行うものです。

それでは、資料番号1、議案書の12ページを御覧ください。

第6条第2項のただし書は、第1項及び第2項本文において、指定居宅介護支援所、いわゆるケアマネ事業所は、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーを常勤の管理者として置かなければならないとされているところ、当該管理者の急な退職などのやむを得ない事情により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなった事業所について、臨時的に一般のケアマネジャーを管理者とすることができる特例措置を設けるものです。

次に、附則の改正になりますが、議案書13ページの改正前の附則第2項においては、平成30年の条例制定時に実務経験5年と研修受講を要件としている主任ケアマネジャーの確保が多くの事業所で困難であった状況に鑑み、平成33年、令和3年3月31日までは一般のケアマネジャーを管理者とできる経過措置が設けられています。しかしながら、全国的には、依然として主任ケアマネジャーの確保が困難であることから、次のように管理者に係る経過措置

を改正します。

なお、この改正に合わせて、附則全体を条立てとしております。

ここで、委員会資料番号2を御覧ください。

まず、①の赤矢印の部分、附則第2条第1項においては、経過措置を令和9年3月31日まで6年間延長します。

次に、②の赤の下線部分、附則第2条第2項においては、令和3年4月1日以後の経過措置の条件を設けるもので、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が引き続き管理者である場合に限り、令和9年3月31日までその者が管理者を続けることができる旨を規定し、令和3年4月以降に管理者が交代する場合や新たに事業所を設置して管理者を置く場合などは、本則第6条第2項本文の規定どおり、管理者は主任ケアマネジャーでなければならないものとしします。

議案書の13ページに戻っていただき、最後の改正条例の附則部分になりますが、施行日は厚生省令の改正に合わせて、第6条第2項にただし書を追加する部分は令和3年4月1日とし、その他の部分は公布の日とします。

議案第59号の説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第59号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もございませんので、討論を終了といたします。

これより議案第59号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第59号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 議案第60号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料ナンバー1、議案書の14ページ、資料ナンバー11、提出議案説明書の2ページ、教育福祉委員会資料ナンバー3になります。

初めに、提出議案説明書の2ページの改正趣旨、議案書の15ページの第19条を御覧ください。

いじめ防止対策推進法第28条では、重大事態が発生した場合、それに対処し、同じ事態の発生を防止するため、学校、または設置者の教育委員会が事実関係を明確にする調査を行うことになっています。そのため、教育委員会に公平性、中立性、専門性が担保された第三者組織、可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会を附属機関として設置し、重大事態が発生した際に迅速に対処するため、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正するものです。

教育福祉委員会資料ナンバー3を御覧ください。

左側が今回新設する可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会です。右側が今までは可児市いじめ防止専門委員会です。可児市いじめ防止専門委員会は、通常時は一番右側の1から5に書いてありますとおり、いじめの通報・相談を受けた事案の初期調査、学校への調査などを行います。それに対し、今回設置する可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会は、重大事態が発生した際に調査をするものです。

この重大事態とはどういう事態といいますと、法律で大きく2つ定義されています。1つ目がいじめにより児童などの生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、自殺や自殺未遂などです。2つ目がいじめにより児童などが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

調査委員会のメンバーは、弁護士、医療、心理、福祉の専門家、学識経験者など6人以内です。調査方法は、委員全員による調査や臨時委員を加えた調査、指名委員による調査をすることにしています。これらは、条例の第21条、調査委員会の組織等に記載してあります。

いじめ防止専門委員会の重大事態発生時に書いてありますように、今までは可児市いじめ防止専門委員会が並行して調査を行えることになっています。これは、今までの条例の13条に書いてあります。また、法律では、可児市いじめ防止専門委員会が、今回設けますいじめ重大事態調査委員会の調査結果の再調査を行うことになっています。

資料ナンバー1、議案書の15ページを御覧ください。

説明していない主要な条文を説明させていただきます。

第20条に調査委員会の所掌事務を規定してあります。調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、審査、審議、もしくは関係者との調整、または再発防止に係る提言を行うことにしています。また、教育委員会は、関係者に助言や支援を行わせることができ、調査委員会は調査のために関係者に資料や説明を求めることができることにしています。

16ページの第23条では、いじめに関する情報の提供ということで、市長と教育委員会と市立学校は、いじめ防止の解決を図るため、それぞれが持っているいじめに関する情報を相互に提供することができる旨を規定しております。

施行日は公布の日を予定しています。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第60号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（山根一男君） 今説明いただきましたけれども、やはり従来の可児市いじめ防止専門委員会と、今回新たに設置する委員会のすみ分けと申しますか、いじめ防止専門委員会は、今の話だと事後に再調査という形でやるという形ですけど、もし何か重大な案件が起きたときに、2つの組織が同時に動き出して、同じ人に2回調査したりとか、そんなようなことになりはしないのでしょうか。ちょっとそこが非常に分かりにくい感じがするんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今回設けますいじめ重大事態調査委員会の結果についての再調査ということで、これはもう法律に基づいてなっているんですが、その中のガイドラインにおいて、やはり被害者などに同じことを聞かないとか、そういうことを注意することになっております。その点は配慮していきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（川合敏己君） ちょっと細かいところで恐縮なんですけれども、6人以内のメンバーで、その他必要な者について、もう少し御説明いただけるとありがたいです。

○教育総務課長（石原雅行君） 今の6人以内のその他必要な者ということですが、この学識経験者の一番の主になる方、専門が教育になるのか、あるいは心理なのかとか、あと専門分野に応じまして一番ふさわしい方をもう一人と考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） いじめ重大事態が発生した場合にという説明でしたけれども、誰が、本案件が重大事態に該当するという認定あるいは宣言を行うんですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 認定の判断をするのは教育委員会ということにしております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第60号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第60号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○委員長（板津博之君） それでは会議を再開いたします。

事前質疑(1)新型コロナ禍関連のいじめ等についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 質問の表題1ですね。いじめ等について、本市において小・中学校における現況、並びに対応策はどうかということでございます。以上でいいですか。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしくお願ひします。

御質問にお答えします。

現在の状況ですけれども、7月以降、児童・生徒がPCR検査を受けたり、家族が濃厚接触者となったりする事例が増えてきております。学校からは、6月に小学校で登校時に5年生の女の子が3年生の男の子に「コロナ菌だ、逃げろ」と声をかけた事案というのが1件報告されています。3年生の子が新型コロナウイルスのことを話題にしていたところ、それを聞きふざけて言ったものです。学校は、お互いの話を聞いて、軽い気持ちで言ったことが差別につながるということを指導しました。保護者にも連絡を取っています。その件のほかには、学校からのいじめの報告は受けておりません。

家庭への働きかけということでお話しさせていただきますと、6月の学校再開に当たって、教育長より保護者に向けた新型コロナウイルス感染症に関わる風評被害についての文書を発出しました。内容は、感染及び感染が疑われる児童・生徒、家族に関わる情報をSNS等によって発信することを慎んでいただくこと、家庭でも子供に指導していただくことを訴えました。

事案として、児童・生徒がPCR検査陽性となった場合、それから濃厚接触者、PCR検査を受検する場合ということがございました。そのときには、学校から保護者への臨時休業等の案内の中にも、風評被害の防止の呼びかけを入れております。8月の学校だよりが出されておりますけれども、その中にも校長から罹患した方や家族が責められることは絶対ないようにはしなくてはならない、偏見、差別、いじめの防止をということで呼びかけております。

児童・生徒への指導としましては、文部科学省から保健教育指導資料、日常の保健の指導というものが4月に出されています。これを使って、感染症についての不安感から差別や偏

見にもつながるため、正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な行動に同調しないことなどを学校は指導をしております。以上です。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

大事なことを押さえてやってもらえていると聞いて、今、安心をしています。しかし、9月の冒頭に全県的にあしたの宣言が出たり、可児市議会も先般の本会議で決めたとおりであります。ホームページを昨日の夕方、私も見てびっくりしましたがけれども、情報を過度に、個人情報特定されないように十分な配慮と対策を取った上で、どこで子供たちが感染が起きたぞという話については、適切な範囲での情報公開がホームページで今やられている程度のことは大変大事だと思います。当初は、当初というのは3月27日ぐらいまでの時点ですが、市のこれまでの経過発表の欄を見直しても、なかなかうまくいっていなかったと、うまく、十分意が伝わり切っていない状況の中で、様々なデマ、その他が発生したという経過もありましたので、市のホームページで今出しているレベルについては、きちんと出すと、学校関係者、父母、親御さんたちの間だけに特別連絡が回っていくメールもあるかと思っております、そういうのと、そういうところに関わらない一般市民の間に誤解、不理解が生じたりするのを避けていく点で大事な役割を担っているんだらうと思っています。十分だというふうには言い切れなと思いますけど、ベストを尽くして頑張ってもらいたいということであります。御苦労さまでした。

○学校教育課長（今井竜生君） ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） この件でほかに発言ございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、事前質疑2つ目、政府コロナ対策～全社協の特例貸付金についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 政府のコロナ対策で全国社会福祉協議会が取り扱っている、特に特例貸付金の件につきましてお尋ねをします。

3月25日から、前のリーマンショックのときからの教訓で、世帯20万円の特例貸付金という制度が新たに再始動しました。可児市及び岐阜県全域の全体数の申請数、そしてその申請を受けて審査、決定した、いわゆる貸付けの実行数を月別に示してほしいということで、調査の依頼であります。私自身は、4月、5月、あるいは6月、7月、8月というふうに期間を出しながら、可児市における生活困窮世帯の実情の把握のために聞いてきましたが、特に全県的な数字については細かく分からなかったもので、このお尋ねをいたしました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（板津博之君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） お答えいたします。

社会福祉協議会の特例貸付けの実績に関しては、資料4のとおりでございます。可児市社

会福祉協議会の貸付状況については、週ごとに集計をしていますので、厳密な意味での月ごとの数値ではございませんが、おおむね月ごとに、お尋ねの申請件数、決定実行件数に加えて相談件数をお示ししています。相談件数については、7月が最大値となっておりますが、申請件数及び緊急小口と総合支援を合わせた決定実行件数は8月が最も多くなっており、増加傾向が続いているものと考えております。

県社会福祉協議会については、相談件数や申請件数が不明で、区間を区切った集計はしていないとのことでしたので、運用開始からの総数で決定実行件数をお示ししています。

なお、本市の8月28日現在の決定実行件数の岐阜県に占める割合は、緊急小口資金が10.8%、総合支援資金が2.8%となっています。

なお、これら貸付金の財源は、国から県を通じて県社会福祉協議会に補助金として交付されています。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 貴重な資料をありがとうございました。

可児市は岐阜県全体との関係で10%、1割の間口があるということですが、可児市の人口を岐阜県との関係で見れば、この数値は大変大きいということです。可児市には外国籍市民もおられまして、個別にいろいろな事情を私個人が聞き取った話でいくと、外国籍の方でこれを活用しているという方も大変たくさんおられるように聞いています。

これと関連する話で、私が冒頭、貧困の問題で困窮度、可児市における一般市民がどういうふう困窮してきているのかを把握しておく必要があるという問題意識でこういう月別をお聞きしたんですが、かつてのリーマンショック時に比べれば数十倍という大きさになってきていて、外国籍市民も含めて、就労の問題、そして職を失う、それから地域の商工業においても消費の低迷、客数の減退ということもあって、大変な経済状況が広がっているという認識はここから読み取れるわけです。

そこでお尋ねしますが、ちょっとすぐ分かるかどうかあれですが、生活保護の受給申請はどんな感じでしょうか、昨年と対比して。あまりいつもそれは伸びないんですけど、10万円の給付、それからこの緊急小口の貸付け20万円をもらって事態は収束していくのか、いやいや、セーフティネットの問題として最後、生活保護も順次増加してきているのかということについて、福祉部長が分かればお願いします。

○福祉部長（大澤勇雄君） 相談については、やはり昨年と比較しますと若干多くなっておりまして、ただ実際の保護を認定する件数としては、昨年と同等レベルというか、それよりも若干少ないというような状況でございますので、もちろんこれまでもそうですけれど、これからまたやっぱりそういった相談を受ける件数というのは暫時増えてくるということは考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員、よろしいですか。

この件に関して、ほかに質疑あれば。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、事前質疑3番目、蘇南中学校大規模改造工事についてを議題といたします。

質問者の川合敏己委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（川合敏己君）　　お願いします。

昨年度から、蘇南中学校は大規模な工事に入っております。要旨を読ませていただきます。蘇南中学校大規模改造工事における近隣住民、生徒に対する安全対策はどうなっているのか、よろしく願いをいたします。

○教育総務課長（石原雅行君）　お答えさせていただきます。

近隣住民への説明については、7月に今渡地区連合会長に挨拶をするとともに、工事施工者から学校付近の西浅間、東浅間、神明、鳴子、八幡の各自治会長へ工事の概要や車両の経路、朝の通学時間帯の工事車両は通行しないことなどの文書の回覧をお願いし、周知しました。8月には、学校から離れている今渡台、住吉、東住吉の自治会長へ、工事着工等の文書の回覧をお願いしました。また、市のホームページに工事のお知らせを掲載したり、広報紙で工事を実施しているPRをし、広く周知を図っています。

近隣における現場の安全管理体制については、工事看板の設置や工事車両の出入口に誘導員を配置しています。また、近日中に注意看板を2つ追加し、設置する予定です。一日のトラックの出入り台数は日によって違いますが、解体工事で2トンから4トン車のトラックは3台程度、最大一日4回出入りがあります。内装工事では、4トン車から6トン車が3台程度、資材の搬入があります。そのほか、作業員の自動車の出入りがあります。25トンから50トン車の大型のトラックは、仮設工事事務所等の搬入搬出時に、屋上への材料の荷揚げの日が数日あります。大型トラックなどが進入する場合は、さらに誘導員を配置するなど、安全に配慮します。

生徒に対する安全対策については、校舎外、校舎内ともに、工事現場に生徒が立ち入らないよう、仮設の間仕切りを設置し、生徒と作業員の動線を区分し、また通学時間帯の作業内容や時間調整をするなど、安全を確保しています。校舎外の仮設通路の囲いでは、通路付近の見通しができるように透明なパネルを使用し、安全対策を図っています。

毎週水曜日の午前中に、学校、工事施工者、工事管理者、教育総務課で定例会議を行い、工事の進捗状況や地域等からの苦情などについての確認や対応を協議し、円滑に施工されるよう調整しています。学校からは、2人の教頭が参加し、生徒の通学時間や日課、行事予定を伝え、学校運営に支障がなく、生徒の安全を確保するようにしています。

苦情は今のところ1件あります。大型のトラックが家の前の道路に止まって、駐車場から出られない、どういうことだというものがありました。これは、工事契約をした翌日に、学校、工事施工者、教育総務課で協議し、近隣住民の方に迷惑にならない回覧をすることにしたのですが、施工業者が文書の作成に時間がかかり、自治会長への回覧のお願いが遅くなり、住民に周知される前に準備工のトラックが出入りを始めたことによるものです。業者には注意をしたところですが、教育総務課としても回覧期限を話していなかったこともあり配慮に欠けておりました。今後、近隣住民の方に御迷惑をかけないように、細心の注意と配慮をして

いきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

工事自体は、令和4年3月11日までですか、まだまだ長い工事期間がございますので、今おっしゃられた部分を注意しながら、ぜひ近隣住民、並びに生徒の安全確保を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

1点、昨年度行いました解体工事から続けて改造工事のほうに移っていると思うんですけども、解体工事におきましては、工事予告等々は出ていなかったということで、ちょっとクレームがあったようなんですけども、こういったところ、いわゆる回覧、周知というのは、教育委員会でなされるものなんですか、それとも事業者が独自でやられるものなんですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 事前に協議をしまして、回覧をするとか、その旨協議をします。そこで、施工者が責任を持ってやってもらうということにしております。以上です。

○委員（川合敏己君） いろいろ地域住民から、工事が始まった当初クレームがあったということを私は聞き及んではいるんですけども、ある議員を通じて。その際に、やっぱり事前にきちんと工事予告を行って周知をしてくれということをしたにも関わらず、事業者のほうももう工事直前に工事をしますというあれを各自治会にお触れを回したということでございますので、自治会長に言ったからといって、それがすぐに地域全体に伝わるわけではないので、今後のことにはなるとは思いますけれども、やっぱりそういった時間的な配慮も含めて、きちんと発注者である教育委員会のほうで管理、ちょっと工程をしっかり見ていただけたらというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について発言ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○委員長（板津博之君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

続いて、報告事項に移らせていただきます。

まず、報告事項(1)ばら教室KAN Iの現状についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしくお願いいたします。

委員会資料のナンバー6を御覧ください。

ばら教室KAN Iの現状について御説明させていただきます。

まずは、現在在籍の児童・生徒についてです。第1ばら教室KAN Iに7名、第2ばら教室KAN Iに8名の在籍があります。内訳はそこに書かれているとおりです。

次に、指導体制についてお話をさせていただきます。

日本語の習熟度合いにより、クラスを分けて対応できるようにしています。算数についても、事前にプレテストを実施し、学習内容の理解に応じてクラス分けをしています。第1ばら教室K A N I と第2ばら教室K A N I の仕組みなんですけれども、第1ばら教室K A N I には1から3段階、日本語の初期の子たち、それからそこから進んで、もう少し日本語が使えるようになってきた、学校に近づいてきたという子については第2ばら教室K A N I の4から6段階というふうに分けて通室するようにしています。ですので、日本に来て間もない児童・生徒は、第1ばら教室K A N I のほうの通室を勧めております。

職員の配置についてです。

第1ばら教室K A N I には、そこにある室長、コーディネーター、指導員4名、第2ばら教室K A N I は、コーディネーター、指導員3名、県費の指導員が1名、室長は第1、第2を兼ねております。コーディネーターと書きましたが、コーディネーターの役割として、第1は受入れを担当しております。初めて通室する子たちに対しての説明であったりとか、保護者に内容を説明して、通室の案内をするような役割をします。第2のコーディネーターについては、次に学校へ戻るといことで学校連携を担当しています。

職員の業務内容です。

児童・生徒への対応としましては、初期の日本語指導、実際に対面して日本語指導を行っています。それから、日本の生活に慣れる指導、これは日常の暮らしの中で行うことも多いです。それから、指導計画を作成することも行っています。あと、教材作成ということで、算数、数学、または国語に関わっての教材を作成し、子供たちに合った内容のものを作っております。加えて、保護者への対応もあります。通室に当たっての連絡、相談であったりとか、それから学校へ通学するための相談、それから翻訳、通訳といったところを分担して進めています。

3番目です。第2ばら教室K A N I についてです。

8月31日に第2ばら教室K A N I を開室しました。現在は、広陵中学校の1階、多目的室を利用して教室を設置しています。中学校の施設を活用させていただいていることで、学習活動の広がりも考えています。例えば、中学校の授業に支障のない程度で、体育施設の利用などもできるというふうに考えています。今年度から、第2ばら教室K A N I が設置されたわけなんですけれども、昨年度の状況が、下に書いたように、35名の定員に対して満員の状態、それが続いていたこともあって、いろんな対応をしてきたんですけれども、この対応では不十分であるということで、待機児童の解消のため、定員を増やすことを検討し、第2ばら教室K A N I を設置することに今に至っております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑のある方ございますか。

○委員（川合敏己君） ごめんなさい。もう一度、今渡南小学校はどちらの教室ですか、教えてください。

○学校教育課長（今井竜生君） 今渡南小学校の在籍のお子さんということですか。

○委員（川合敏己君） 第1ばら教室K A N I、第2ばら教室K A N Iで分けてやっているんですよね。今渡南小学校はどちらになっているのかをちょっと教えていただければと思います。説明ありますですかね、ちょっと聞いて漏らしたみたいですので。

○委員長（板津博之君） 質問の意図分かりますか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今渡南小学校に在籍するお子さんであってということですかね。ばら教室K A N Iを使いたいというときには、初めは第1ばら教室K A N Iのほうに入ります。そこを案内します。そこから進んで、第2ばら教室K A N Iのほうに通室を変えるということになって、その後、学校に戻る段階になったときには、今渡南小学校に戻っていただくというような流れになります。よろしかったでしょうか。

○委員（川合敏己君） ごめんなさい。ちょっと私資料の読み方が分からなくて、第1ばら教室K A N Iの在籍校というのは何が書いてあるんですか、これはそうすると。それから、第2ばら教室K A N Iの在籍校というのは何が書いてあるんですか。

○学校教育課長（今井竜生君） すみません。資料が分かりにくかったと思います。ごめんなさい。

在籍校というのは、この7名のお子さんたちがどの学校に在籍するかということです。ですから、例えば小学校2年生の3名がいますけれども、その子たちの在籍校はこの4つの中のどこかですということです。すみません、資料が見つらかったです。

○委員（川合敏己君） つまり今渡南小学校は今在籍していませんよということですね。

○学校教育課長（今井竜生君） そのとおりです。すみません。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山根一男君） 今の説明で、第1と第2の関係は分かりましたけれども、それはすべからくそのような、今後、形を取るわけですか。まず第1に行って、最終的に第2に行ってから学校に戻ると。あるいは、その期間は習熟度によって変わると思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○学校教育課長（今井竜生君） ばら教室K A N Iの通室は、基本的には3か月ぐらいを考えています。ですので、初期の子に対しては第1ばら教室K A N Iを御案内して、途中で習熟度合いによって第2ばら教室K A N Iのほうを御案内するというような流れになります。以上です。

○委員（山根一男君） すべからくそういう流れをこれからつくっていくということですね。

○学校教育課長（今井竜生君） はい。流れとしてはそういう流れをつくっています。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○副委員長（松尾和樹君） 私は、現在、在籍の児童・生徒の国籍の部分で、今まででしたらフィリピン、ブラジルの方が多くて、中国、ベトナムで、モンゴルという方が1名、国籍でいらっしゃいますが、その他の国籍で、今モンゴルの方以外でもどのような国籍の方がいらっしゃるか教えていただくことはできませんでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） ばら教室K A N Iに通っているお子さんはここに書いてある

とおりでありますけれども、学校に在籍するお子さんでいうと、もう少し国は広がると思います。ペルーとかというところも在籍する子の中にはあると思います。以上です。

○委員長（板津博之君） 副委員長、よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 去年の状況の中で、多文化共生センターフレビアのゆめ教室を利用して待機者の学習を進めた。待機者というのは、ばら教室KAN Iへの入室を希望したけれども、まだたまたま定数枠とか、いろんな条件で入れていないと。それは、今どんなような数字の動き方をしているんですか。待機者はいますか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今現在はもう定員数に足りておりますので、ばら教室KAN Iのほうに通っていただいています。去年はオーバーしてしまったところで、何とか多文化共生センターフレビアにも御協力いただいて、御指導いただいたというような流れです。以上です。

○委員長（板津博之君） この件に関してはほかに質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、報告事項(2)学校のICT環境調査結果についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしくをお願いします。

次の資料7番を御覧ください。

家庭のICT環境調査結果についてということで御報告させていただきます。

今年度6月に、全家庭の保護者に向けてアンケートを実施させていただきました。質問項目はそこに書いてある1番、2番のことでお聞きしております。その集計結果ですが、ICT機器がないという御家庭については合計0.7%、それからネット接続ができないという家庭については2.3%で、Wi-Fiを使ったネット接続ができるという御家庭については90.9%という結果を得ています。

もう少し詳しく見たところ、機器の活用状況ということで、家庭で使ってみえるICT機器について調べてみたところ、下のような内訳になっております。パソコンについては、小学校75.4、中学校81.2、合計で77.8%、タブレットについてはおよそ約50%、それからスマートフォンについては98.6、98.4、98.5ということでかなり高い数字になっております。

下に説明を書かせていただきましたが、やはり御家庭にあるICT機器ということでは、パソコンが主になっておるかなというふうには今のところは見ております。ネット接続ができない家庭は2.3%で、Wi-Fiを利用してネット接続できる家庭は90.9%というふうになっていますので、これを使って今後の対応を考えていこうというふうに計画しております。以上です。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑ございませんでしょうか。

○委員（勝野正規君） 2.3%ネット接続ができない、ICT機器がない0.7%。今後、対応を

検討していくということなんですけれども、どのような方向性を持っておられるか、あれば教えてください。

○**学校教育課長（今井竜生君）** ネット接続ができないという方については、W i - F i 等のルーターをお貸しするという事も考えております。それから、I C T 機器がないという家庭については、今後、御存じのとおり、G I G A スクール構想の中でタブレットの端末を御家庭に持ち帰ることもできるというふうに考えていますので、それを使っていただくというふうに思っています。以上です。

○**委員長（板津博之君）** ほかに発言ございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件については終了といたします。

続きまして、報告事項(3)学校給食費の改定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○**学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 資料番号の8を御覧ください。

学校給食費の改定について。学校給食費を取り巻く状況に関しましては、本年3月の当委員会におきまして、給食費改定の必要性について御報告させていただいたところでございますが、その後、給食費を改定することにつきまして、学校給食センター運営委員会及び教育委員会会議等で慎重に御審議をいただきました結果、令和3年4月から、学校給食費を資料のとおり改定させていただく予定となりましたので御報告いたします。

学校給食費につきましては、平成21年に現在の額に改定した後、11年間据置きとしてきました。過去においては、平成11年の改定とおおむね10年ごとに見直しを行っており、今回食材費を取り巻く現状を考慮し、食材の選定や献立の工夫だけでは困難な状況となってきたため、来年4月に改定を予定することとなりました。給食費を取り巻く現状につきましては、後ほど資料で御説明を申し上げます。

まず、1ページの改定額でございますが、小学校を現行260円、月額で4,600円のところを30円増額し、1食290円、月額で5,400円に改定するものです。中学校は、現行290円、月額で5,200円のところ、これを30円増額し、1食320円、月額で5,900円に改定するものです。年間で204日をおよその給食提供日数とした場合、表下段にありますように、小学校で5万9,160円、中学校で6万5,280円となり6,120円の増加となるものでございます。

改定の経緯でございます。

初めに1番といたしまして、給食費を含む給食センターの運営に関し、重要事項を審議する機関として設置しております学校給食センター運営委員会におきまして、令和2年2月に1回目の御審議をいただき、委員の皆様から、1ページ中段にありますように御意見を頂戴いたしました。意見といたしまして、子供たちはやっぱり成長期にありますので、給食費を上げて、子供たちがいいものを食べられるなら値上げはいいと思うという意見、また給食費と食材費の収支はイコールであるべきで赤字は望ましくない、それから給食費は食べている人が負担するものであり、値上げはやむなしかというふうな御意見、あと実際に子供さんに

御家庭で会話の中でお聞きになられたかと思うんですが、御飯が多くておかずが少ないというふうな御意見が子供さんからあったようです。おかずがたくさんであれば食べやすくなるのではないかという意見を頂戴いたしました。

その後、2番目に、令和2年6月に市PTA連合会、評議員会で、給食費の現状と値上げ幅を御説明させていただいたところでございます。そこでの質問といたしましては、2年連続して赤字となっている現状をお伝えし、その赤字に関するお尋ねでございましたが、今回の改定で収支のマイナスはなくなるのかというふうなことのお尋ねでございました。改定の10年というインターバルと、今後物価の上昇等は随時考慮が必要であるというふうな旨でお伝えをしたところでございます。

その後、3番目に、本年度7月に開催されました学校給食センター運営委員会、さきの2月に続きまして議題とさせていただいたところでございますが、2月に開催されたときの御意見、そういったものを踏まえ、運営委員会としての決定として改定に御賛同をいただいたものでございます。その後、4番目にございますが、学校給食センター運営委員会での改定の決定と、市PTA連合会、評議員会でのPTA会長さん方の意見を受けて開催されました本年7月の教育委員会会議で改めて御審議いただき、令和3年4月から小学校で290円、中学校を320円とする給食費の改定が適当であると決定をいただいたところでございます。

この給食費の改定によります効果といたしまして、資料の2ページ目に上げてございますが、給食費を物価上昇に対応して改定したとした場合、実際に献立がどのような形に変わってくるかということでございますが、献立例をそちらのほうに幾つか挙げさせていただいておるところでございます。現状、鶏肉というふうなものが献立の中心になっておりますが、これに替わり牛肉をある程度の回数、月に実施できるというふうになってまいります。あと、魚類でございますが、品質の向上が図られる、それからいろんな種類の魚の使用が献立の中にできるということで、バラエティーが豊富に献立の中にできるというふうなことを考えております。

1食あたりに提供できます食材量の増加も見込まれるものと、例えば大好きな肉を子供たち、野菜と一緒に調理をすることによって食べ残し、そういったものも少なくなるのではないかというふうにも考えております。実際、平成21年度の改定時に提供できていた給食メニューとして、米印の下のところに書かせていただいておりますが、そういったものも改めて献立の中に並ぶのではないかというふうに考えているところでございます。

これまでの改定経過というふうなことでございますが、2ページ中段の表で、消費税の改正時期等も含めながら御紹介をさせていただいておりますが、平成3年4月に小学校の210円、それから中学校の240円というものをそれぞれプラス20円、プラス25円という形で、改定が210円と240円というふうに変更させていただいた以降、平成9年の消費税率の5%の改定、それから平成11年4月に同じく小・中学校20円ずつの改定をさせていただいて、230円の小学校、それから260円の中学校の額に改定をさせていただいた以降、10年後の平成21年に小学校についてはプラス30円、それから中学校についてもプラス30円ということで、現行

の260円と290円という額に改めさせていただいたところでございます。

平成26年4月に消費税率は8%となりましたが、この時期において実施はされなかったというふうなところではございますが、消費税率が上がったことによる影響、それが10円に満たなかったため、この地域での5年たった時点での改定は見送ったというふうに聞いているところがございます。

なお、令和元年10月に消費税率が10%になりましたが、食品につきましては軽減税率の対象という形になっておりますので、この時期での改定は行っていないところではございます。ただ、食材のほうにつきましては、人件費とか輸送費コスト、そういったものも徐々に転嫁がされているというふうなところは、皆様もお気づきのことかなというふうに思います。

3ページ以降につきまして、資料として、給食費を取り巻く現状を御説明させていただきたいと思っております。

給食を取り巻く食材費の比較でございますが、3ページの上段の11年間の主食及び牛乳の価格推移及び、中段の副食に係る食材費の推移でお示しをしているところがございます。主食及び牛乳は、岐阜県学校給食会から購入しており、その価格は同会が定めた年間同一の価格でございます。左端に前回改定した平成21年度の額で、右に年度が進むにつれ、御覧いただいたように、年々増加をしているところがございます。その上昇率は、右端に記載された状況で、中には10%を超えるというものもございます。

また、副食は細かな食材に関する比較資料がございませんので、総務省の統計局が公表しております県庁所在地である岐阜市の食品に関する消費者物価指数をまとめたものを上げてございます。副食についても、改定時の平成21年度と比較し上昇をしており、こういう点で実感しておられるように、魚介類、肉類及び生鮮野菜、果物においては大きく価格を上げているところがございます。

こうした価格の上昇する中で、現在どのように献立を作成しているかというふうなところではございますが、3ページの下段にございます価格上昇における現在の対応につきましてということで、保護者の皆さんから徴収した給食費から、まず主食及び牛乳の購入分を引いた残りを副食、いわゆるおかずの分として献立が組み立てられております。まずもって、安全な給食の提供と、発育に必要な栄養量の確保を第一に作成をしているところがございます。

副食の材料につきましては、給食物資購入選定委員会において、PTAや学校関係者の参加をいただいて選定をしており、食材のサンプルと価格の表示を見ながら、必要なものについては試食をしつつ、お子さんの思考や調理のしやすさなどを勘案して決定をしております。同じ食材であれば、産地を考慮しつつ、安価な物を選択しておりますし、肉などにあってはその量を抑制することもございます。比較的安価な鶏肉を使用するメニューが増えることもあるほか、デザート提供回数も、3ページ下の表の年度別デザート提供状況にあるように、改定後しばらくは提供回数を維持しておったところではございますが、平成26年の消費税増税を境に提供回数も、現在に向けて減少しているところがございます。

給食費収入と食材購入費の状況につきましては、ここで実際の給食費収入と食材購入の収

支関係がございますが、実際に食べられた給食に係る給食費収入から食材購入費を引いた収支額は、4ページに移っておりますが、よろしく申し上げます。平成30年度の決算で306万5,942円の赤字でありました。令和元年度決算におきましては385万6,754円の赤字となり、2年連続で食材購入費が給食費収入を上回っておるところでございます。本年度以降も、主食、牛乳の値上げや副食材料費の高騰などで、収支的に困難な状況が続くと見込まれているところでございます。

なお、気象警報や感染症などにより学校が臨時休業となり廃棄を余儀なくされた食材の費用は市が負担をしておるところでございますが、上記に合算をいたしますと、平成30年度決算では310万1,942円、令和元年度決算では530万6,881円の赤字となってくるところでございます。

4ページの中段におきましては、今回の改定で見込まれる令和3年度の歳入につきまして、令和2年度の予算ベースで比較したものを参考までに上げさせていただいております。小学校については、比較によりまして1日当たりの増額分が17万2,000円ほど、それから中学校は9万3,000円ほどの1日当たりの増額が見込まれておりますので、年間につきましては、児童・生徒、保護者から頂く分といたしまして、5,426万6,000円の増額になってくるのかなというふうな試算をしておるところでございますが、こうした改定でどのようなことが実際に給食の献立の中で反映されるのかというふうなことで、4番の給食費改定でできることというところに献立メニューの例を挙げさせていただいております。1番から11番までございますように、現況の材料を変更することができたり、追加をすることで、例えばデザート等の回数がこのように増えてくるというふうなことで、よりバラエティーに富んだ給食が提供できるというふうにご考えているところでございます。

最後のページに、実際の2月の献立を例に赤枠で囲ったところが、先ほどの1から11に当たる部分が、それぞれ今のこの現状の献立メニューに追加がされる、もしくは食材が変更されるというふうな例を示したものでございます。参考にしていただければと思っております。

安全で安心な給食の提供を第一に、給食を楽しみに学校へ行くという子供たちも多いという中、健やかな心と体の成長を願い、充実した給食の提供を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上、給食費改定について御報告申し上げます。

すみません。あとスケジュール、資料の2ページでございますが、今後の予定といたしまして、10月に保護者の皆さんに対する給食費改定の通知を各学校を通じまして差し上げる予定でございます。12月に学校給食費規則改正を行いまして、書かれております1食当たりの金額改定を中心に改定をしていくところでございます。令和3年3月には、先ほども申し上げましたような給食費、食材費ということで、特定財源を含めた食材費等の予算を計上いたして、議会のほうにお願いをしていくところでございます。令和3年4月分の給食費から改定したいというふうにご考えているところでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑はございますか。

○委員（山根一男君） 今のスケジュールのところはちょっと気になりましたけど、要は議決というか経ないのに改定の案内というのはいもう出せるんですか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 給食費の改定につきましては、先ほどの市PTA連合会、評議員会で6月の中で各PTA会長のほうにお話をさせていただいたところですが、一年を通じまして毎年4月に給食費をお願いしますというふうな御案内を各学校を通じまして全保護者の皆様にお伝えをしているところですが、今年の4月のお知らせの中では、給食費がこういう形で困っておりますというふうな内容での御紹介をさせていただいております、そういったこれまでの通知も踏まえながら、10月のところで実際にこういう給食費を取り巻く現状が大変な状況になっているというふうなことも踏まえながら御説明を申し上げて、通知を差し上げたいなというふうに考えております。

○委員（山根一男君） 非常にまたコロナ禍という新しい要素も加わっておりますし、児童・生徒の7人に1家庭が生活困窮に近いというデータもあります。よその自治体では、給食費を無料にするようなところを聞いておりますけれども、そんな中で非常に心が痛いというのが感想ですけれども、一つ、払えない児童に対して、給食費がね、要保護・準要保護になるのかもしれませんが、そういう措置が何かあるのかどうか、その辺りは。それは給食センターじゃないかもしれませんが、お答えできますか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 学校給食法の原則にのっとりまして、保護者が給食費を負担するというところで、食材費に当たる部分を保護者が負担するという形にはなっておりますが、実際、先ほど申し上げたような、2年連続で赤字というふうなことはやっぱり好ましくないのかなというふうに考えておるところでございます。子供たちに本当に魅力ある給食をお届けするためには、市場の現状に応じた予算を確保しておく必要があるというふうに考えておるところでございます。委員おっしゃられましたような低所得の世帯に対しましては、就学援助費による給食費の支援を増額することを検討しておるところでございますが、県内21市中18市が全額を補助しておるといふような情報もございますので、こういったことも視野に含めまして検討をしていまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（山根一男君） 今の関連で、県内のほかの市町村の給食費の対比などは検討されているのでしょうか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 県内を通して見ますと、安いところは220円、高いところは小学校でやっぱり300円を超えるというふうなところもございます。現状では、県内21市を含めて中間ぐらいというふうなところが可児市の現状でございます。ただ、これによりまして、今回の改定を進めるということになれば、上位のランクになるということは間違いないかなというふうには考えております。

他市の状況等につきましては、毎年開催をされております施設長の会議が県下を通じてございますので、そういった中で議論もされておるところではございます。各市とも市場の現状というふうなところは今後注視をしつつ、いずれかの年度においては改定をしたいというふうなところが多いというふうに捉えております。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件に関して質疑ございますか。

○委員（川合敏己君） 御説明ありがとうございます。

4 ページの3番のところなんですけど、平成30年度決算では300万円超と、令和元年度決算では385万円ほど赤字になったということなんですけど、ちょっと参考までに、いわゆる単年度で未収の部分、金額というのが教えていただけると。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 令和元年度の収納率でまいりますと、99.29%というのが単年度、現年度の収納率でございます。およそ200万円前後、令和元年度は190万円だったと記憶しておりますが、それが過年度繰越しというふうになっておりますので、毎年幾らかのやっぱり未納は生じているところでございます。

○委員（川合敏己君） この決算にはもちろん200万円は入っていないんだと思うんですけども、要するにそういうことですよね。それで来年3月から給食センターのほうで徴収はされるということなんですか。ちょっとごめんなさい、外れちゃう質問かもしれないんですけど、その関係性も含めてお願いします。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 現在、給食費のほうは各学校で事務の職員の方、それから場合によっては学校の先生方にも徴収のほうを御苦労いただいておりますが、そういった負担を軽減し、より子供たちに向き合っていただけるようにということで、給食費の徴収につきましては、令和3年4月から学校給食センターで徴収すると。いわゆる市の収納管理システム上で給食費というふうな項目を新しく追加をすることによって、収納していこうというふうなことになってまいります。

16校分を給食センターで、未納等も含めた管理をしていきたいなというふうに思っておりますので、これまで以上に、より学校の事務職員との連携をしつつ、例えば未納が発生した場合についても、弁護士に今は委託を、徴収をしている部分もございまして、そういった部分も今後より精査をしながら、活用を促進していくというふうなことにもなってまいりますので、そういった手法も含めながら良好な徴収というふうな形で進めていきたいなというふうに思っておりますし、あと未納が発生した場合の保護者の方が納めていただきやすいようにというふうなことで、コンビニでの収納とか、Pay Pay というモバイル収納と、そういったものも今後進めていくという予定であります。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） 給食費の材料費負担額ほどのレベルであるべきかという議論が今求められているわけですね。過去は、平成3年からのを見ますと、約30年間で3回値上げをして今日の到達点になっておるけれども、平成30年、令和元年では赤字が出ているんで、こいつを回復しなきゃいけないということになりました。この間、材料のほうが高騰するという流れは、先ほどの他の例を見ても、御説明があったとおりひどくて、特に平成27年、平成28年ぐらいから23%とか30%とか、費目がこの総務省統計の岐阜市の例を見ても上がってきておって、いろんな要素で上がってきていると。思い出だけでも鳥インフルエンザも過去あったし、豚熱があったし、牛肉についてもいろいろと例の問題があったし、そうやっていろ

いろいろ考えると、今後、給食材料の安定した確保というのは、相当コストからいうと厳しい状況が続く。特に、日照りみたいな状態が出たりすると、途端に購入単価が跳ね上がったたりして、いわゆる集団的に、岐阜県の給食会でまとまってやっても手配はし切れないような事態も予想されると。もうちょっと言うと、これからの10年間は、これまでの10年の倍のリスクが出てくるという。

つまり食糧安保問題が文字どおり、日本の子供たちにどこで取った食料をどう食べさせるかということまでが話題にならざるを得ないような厳しさがあるという中で、この学校給食のコスト単価の問題、どうあるべきなんだというのが今は問われ始めているんですね。今回、これはやむを得ないと私は思うんだけど、今後の見込みとして、さっきウイルスの関係があって廃棄せざるを得なかったことについては、可児市が面倒を見ておるということで、これは当然の措置だと。問題は、それ以上にコロナの蔓延と、あるいは家畜等に関するウイルスの蔓延というのが新たな形で出てくるようなことも含めてあるんで、材料が上がった分を自動的に子供たちの親の経済負担に、バランスが取れるレベルまで単年次で繰り返し上げていくというようなことが果たして自動化されていていいかどうかというふうに思うんです。

私はそうはしたくないという意見なんですけど、その辺、今後のバランスの取り方というのは、今、学校給食法に基づいて、親の負担として取ることになっているけど、やむを得ない部分だけ市の関係で補填をして取っているけど、今回は取りあえずバランスが取れるところまでレベル対応を取れたけど、これが大きく崩れるような事態が出てきたときは、どうすると議論されているんでしょうか、専門委員会というか、検討する場所があるんでしょう。

○**学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 学校給食センター運営委員会、それから教育委員会会議というふうな中で、これまで、正直、過去の年度においても給食費の状況はどうかというふうな御心配はいただいてきておまして、食材を取り巻く現状というふうなことは、皆さんのほうがよく御存じかなというふうな中で議論はされてきておるところでございます。食材費についての分を保護者の方が負担するというふうな大前提の中で給食費が動いておりますので、これについて、今後、いかなる社会情勢の変化が見込まれるのかなというふうなところは、具体的に今回はコロナ禍というふうなところも出てきておりますし、過去においては日照不足であったり、逆に日照りが続いたりというふうなところで、価格が本当に年間を通じて前後しております。

そういったときには、物資の購入選定委員会というふうなところで、先ほども申しあげましたが、より安価なものを提供していただける業者を探して、そこから見ていただく。幸い、日本全国を見渡してみると、水害が起こった地域もあれば、比較的良作が見込まれるところもございますので、全国にそういった市場の流通経路を持っておるところも納入業者にございますので、そういった中でより安いものという、当然、品質が悪いものはいただけませんので、品質のいい中でより安いものというふうなところでこれまでやってきたところが現状でございます。

今回、改定をさせていただいた中で、副食に充てる部分がやっぱりこれで増えてまいりますので、その選択肢が増えてくるので、いろんな危機にも対応できるかなというふうには考えておりますが、また本当にどういう状況が今後日本情勢の中で出てくるか分かりませんが、そういった場合には、やむなく改定をというふうなところは、10年スパンまではいかない年度において、改定をしていく必要もあるかもしれないというふうなことは、委員会の中でも申し上げているところではございますので、ある程度は、そういったところは御理解の上で判断をいただいているというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了とさせていただきます。

次に、報告事項(4)今渡北小学校における断水に伴う臨時休業についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（瀨瀬新吾君） このたび、今渡北小学校におきまして、ポンプの故障により断水し、それが原因で臨時休校となりました。児童が登校後に一斉下校するというような事態になりました。これは、学校及び教育委員会事務局の初動時の対応に原因があったというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。

経緯と併せて、こうした事態が起きない再発防止の取組について、教育委員会の教育総務課長から御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育総務課長（石原雅行君） 経緯等について報告させていただきます。

8月26日水曜日、夕方5時半頃、学校から教育総務課へ高架水槽の減水ランプが点灯しているとの報告がありました。先生との話の中で、以前に同じような事例があり、しばらく後に復旧したことがあったため、翌日に点灯したままなら連絡をくださいということになりました。夜8時頃、学校開放の利用者から学校へ、体育館の水が出ないと連絡がありました。ここで断水が判明しました。学校から教育委員会学校教育課へ対応の相談があり、業者へ依頼するように伝えました。学校から業者へ連絡をしましたが、夜間で連絡がつかなく、そのままになってしまいました。

8月27日の木曜日、翌日7時50分頃、教育総務課の職員と修繕の業者が確認をし、2台あるポンプの1台の故障が判明しました。復旧の見通しがつかないため、学校は児童を帰宅させることを決定し、保護者へすぐメールで連絡し、9時20分一斉下校することになりました。故障していないポンプを手動で切り替え、エア抜きと赤水の排出を行い、正午にポンプなどの正常稼働を確認しました。

その日の給食については、当日のメニューはカレー、サラダ、カボチャひき肉フライ、牛乳、ナンで、ナン以外はほかの小・中学校に少しずつ分け食べてもらいました。ナンは1,031人分全て廃棄となりました。ナンの代金は約7万円です。この日の今渡北小学校保護者の食材費の負担はありません。また、授業について、今回の臨時休業で行われなかった授

業については、今後、授業時数を調整して実施していきます。

今後、こうした事態を再発させないように、8月28日の校長会では、再発防止について注意喚起するとともに、教育総務課の施設係担当者の休日・夜間の緊急連絡網を作成し、周知しました。また、9月3日の教頭会では、設備機器の故障の可能性のあるケースへの対応について、応急措置方法や対応業者の連絡先などを取りまとめた施設管理マニュアルを改めて配付し、各学校に周知しました。

今後、このような事態がないように、マニュアルに基づいた初動体制ができるよう、学校、教育委員会ともに十分注意し、取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑はございますでしょうか。

○委員（山根一男君） 結局何が一番いけなかったと、要するに故障が分かっていたのに、前日のうちにそれが修理できなかつたということか、あるいは1台は動くというのに休校にまでしてしまう必要があったのかという、その辺のことはいかがですかね。

○教育総務課長（石原雅行君） 一番は、やはり初動体制ができていなかったということだと思います。今の、2台ありますので、1台をそのときに手動というふうに切り替えて対処すれば、水道でそのまま何とかできたことだと思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、私からは、今報告のありました今後の対応については、管理マニュアルもしっかりつくつたということですので、くれぐれも同じようなことにならないよう、しっかりとまた運営をしていっていただきたいと思います。

ほかに発言がなければ、これで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時43分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項(5)障害児通所支援事業所継続支援事業に係る補助金の支出についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 障害児通所支援事業所継続支援事業に係る補助金の支出について御報告、説明させていただきます。

資料ナンバー5を御覧ください。

まず1. 障害児通所支援事業所継続支援事業の概要でございますが、目的は、岐阜県の新型コロナウイルス感染症非常事態宣言等に伴う指定障害児通所支援事業所に対する休業要請に係る補償として、県の実施要綱に基づき、補助金を各事業所に支払うというものでございます。負担割合は、県4分の3、市4分の1で、対象事業は児童発達支援と放課後等デイサービスの障害児通所支援事業、対象期間は令和2年4月11日から同年5月31日まででござい

ます。

補助額につきましては、本来の支援利用予定日に支援を利用しなかった日数に基準額を乗じて得た額を当該支援利用予定の事業所に交付するというもので、本市における補助額は1,272万4,103円でございます。支給内訳は、児童発達支援に対して400万3,026円、放課後等デイサービスが872万1,077円で、負担額は県が986万1,000円、市の負担分が286万3,103円でございます。

表を見ていただきますと、当該事業につきましては、もともと款3項1目6障がい者自立支援費の中の自立支援等給付事業において、扶助費により児童発達支援と放課後等デイサービスの給付費として支払われているものを、県の休業要請に伴う利用減を補償するために、当該事業内で補助金に組み替えて支出するものでございます。内訳につきましては、一部、先ほども御説明いたしましたが、表にあるとおりでございます。

次に、2. 経過でございますが、本年5月13日の県事業説明会を皮切りに、御覧いただいているとおりの経過で業務に当たってまいりました。各事業所への依頼や提出された内容の確認などを含め、時間がない中で対応し、9月18日に支払うよう処理を行ったところでございます。

次に、3. 経年比較でございますが、平成31年4月、5月と令和2年4月、5月において、単純比較で、児童発達支援と放課後等デイサービスの両事業を合わせて約700万円減となっており、補助金を支給後の額では約570万円増となっております。これは、近年の給付費の伸びを見ても、平成29年から平成30年の伸びと同程度であり、児童通所支援の増加傾向からは想定される範囲内の増でございます。

次に、4. 補助額の精査方法でございますが、対象児童ごとの利用計画日数と利用計画日、利用日数と利用日を各事業所から市に提出していただき、市は、提出された表を元に重複等がないかを確認しております。また、国民健康保険団体連合会経由の請求データとのそごがないかも確認しております。

最後に、参考として、各事業所が提出する算出様式の例を載せております。上の表が対象日数の算出で、利用計画日数から実際の利用日数を引いて補助対象日数を算出いたします。下の表が補助対象経費の算出で、この事業所は放課後等デイサービス、児童発達支援の両方をやっている想定でございまして、また事業所によって基準額は異なりますが、基準額に補助対象日数を掛けて補助額が算出されるというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に関して質疑のある方はございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 資料5の4段目に書いてある県実施要綱というのは、コロナウイルス感染症非常事態宣言等に伴う云々かんぬんというこの長い実施要綱ですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） タイトルといたしましては、岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業実施要綱というものでございまして、休業要請に伴って事業所に本来利用するお

子さんたちが来ているところが来なくなると。それによって、事業所が立ち行かなくなるということを防ぐためにも補償をする補助金を支出するための要綱でございます。

○委員（伊藤健二君） そうすると、岐阜県が一般でやった休業に伴う補償協力金という枠で処理するんじゃないかと、それとは別に、この通所支援事業の中にある実施要綱の中に、行政側が要請して休業させた場合については補償するということがうたってあるということですね。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 新たに制定したものでございまして、これは先ほど個別に触れなかったんですけれども、1ページ目の経過のところでございます。令和2年8月17日、県実施要綱・補助要綱制定とございますが、ここで正式によく制定されたというものでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（山根一男君） もう一度教えてほしいんですけど、これは、児童障がい施設に限っていますけれども、県の休業要請は、ほかの施設、B型事業所とか、そういったところには出なかったんですかね。たまたまこれがここに出てきているだけで、ほかはここで何か補償があるのとか、若干重なるかもしれませんが。

○福祉支援課長（飯田晋司君） B型の就労支援等にはございません。この2つですね。放課後等デイサービスと、それから児童発達支援、この事業に関してはその2つでございまして、ほかには特にございませんでした。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件については終了とさせていただきます。

次に、報告事項(6)可児市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 可児市介護保険条例の改正について御説明を申し上げます。

資料のほうは、ナンバー10を御覧ください。

現在、地域支援事業における任意事業として実施しております高齢者等介護用品購入助成事業についてでございますが、平成27年に国による任意事業の見直しにより、介護用品の助成事業は補助対象外とされましたが、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、例外的な激変緩和措置として、当分の間、実施しても差し支えない取扱いとされておりました。しかし、この例外的な激変緩和措置でございますが、令和2年度で終了となるため、今後の方向性を決める必要がございます。

現在の助成金額、利用状況については、中ほどの表のとおりでございまして、所得区分、要介護度により助成金額を決定しており、利用状況としましては、令和元年度が品目別に発行してました助成券を統一し、1人当たりの上限額を引き下げたことで、前年度に比べ助成額は若干減少をしておりますが、年々利用者は増加しており、助成額も増加をしております。

す。

今後の方向性、今後の事業の在り方についてでございますが、現在多くの方が利用している本事業は、高齢者等及びその家族の経済的負担の軽減を図るものであり、在宅介護を支えるためにも継続していく必要があると判断し、そのための対応策としまして、可児市介護保険条例を一部改正し、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付により実施したいと考えております。市町村特別給付は、第1号被保険者の保険料を財源とする保険給付でございますが、今後も要介護認定者が増加していくことが見込まれるため、制度設計を再検討いたしました。

資料の裏面のほうを御覧ください。

現在、おむつ、防水シート、介護用肌着、介護用寝巻きの4品目を助成の対象としておりますが、対象品目を利用状況の多いおむつ、防水シートの2品目に絞りまして、また助成券は月ごとのものといたします。第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度については、この方向で実施をしまして、その間の状況を見ながら、令和6年度以降の制度設計を再検討いたします。

ページの中ほどに、令和3年度からの助成金額の試算を載せております。令和3年度の助成見込額は約2,841万円、令和4年度の見込額は約2,974万円、令和5年度が約3,106万円の見込額となっております。

ページの下段には、参考としまして、保険料上乗せ額の試算を載せております。助成額3,000万円を第1号被保険者の保険料で賄うとしますと、月額89円で年額で1,000円ほどの金額となります。

条例の改正内容としましては、介護保険法第62条に規定する特別給付として、介護用品の購入費を支給し、特別給付に関して必要な事項は市長が定める旨の条文を1条加えるもので、令和2年12月議会に上程をさせていただく予定としております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは次に、報告事項(7)可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（古山友生君） 資料はございませんが、可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の一部改正について御報告させていただきます。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、新型インフルエンザが流行しました平成21年度以降、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成24年5月に制定いたしました。その法の中で、新型インフルエンザの対策の実施に関する市町村行動計画の策定がうたわれております。可児市におきましても、これに基づきまして、平成26年度にこの

行動計画を策定しております。先般の令和2年3月14日に、新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延に伴い、国は新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、特別措置法を一部改正いたしました。

この法改正に基づき、現在、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、既に策定しておりました可児市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき行っておりますけれども、今年5月に岐阜県が県の新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更を発表したことや、今回の新型コロナウイルスに対する市の対応においても、組織体制など、実情と計画が一部合っていない点が出てきておりますので、計画の一部変更を行うものでございます。

なお、現在は、計画の変更作業中でございますが、変更した計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定に基づき、12月議会において議会に報告するとともに公表をさせていただく予定でおりますので、御承知おきをいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告に対して質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 率直に聞きます。

これからやって、12月議会で公表すると言っているの、まだすぐには言えないのかもしれませんが、行動計画の一部合っていないところをただしたいということだということで、どこどこが合っていないのかという、その部分について。

○健康増進課長（古山友生君） 平成26年度に策定しておりますので、今、一番は可児市の組織の体制が現状と合っていないということです。それから、先ほど言いましたように、岐阜県が計画を変更しておるということでございますが、そこに情報の取扱いのところが追加でうたわれてきておるというようなところがございます。当然、可児市においても、皆さんに新型コロナウイルスに関する情報を徹底しないといけないという立場にございますので、その辺をつけ加えていくということが主な変更点になるかと思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これで終了といたします。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5の陳情に移ります。

今日はちょっと議事進行が順番がいろいろ変わっておりますので、御了承いただきたいと思います。今回陳情が2件出ております。

まず、陳情第1号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意

見書（案）」の採択を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いしたいと思います。

○委員（勝野正規君） 委員長、医師会のほう御苦労さまでございました。

今、ぱぱっと見せていただいて、医療機関が本当に疲弊しているように近いような御意見も相当ある中、やっぱり感謝の言葉もいろいろありますけれども、岐阜県保険医協会からのこの陳情について、請願じゃないし、今のところは県内の状況、全国の状況、ちょっと私は勉強していませんので分かりませんので、今回は聞きおく程度でよろしいんじゃないかなと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第1号については、ただいまの勝野委員の発言どおり、聞きおきとさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

続いて、陳情第2号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いいたします。

○委員（勝野正規君） 先ほど申し上げたとおりのことですが、さっきは制度、今度は機能継続の交付金という話なんで、本当に新型コロナウイルス感染症対策を最前線で行っておられる機関、医療機関等というのは十分承知しておりますけれども、じゃあここだけやったら、飲食業でも困っておるよ、産業でも困っておる、全て困っておる困っておるということで全部に波及してっちゃうんで、今回ここだけというのについてはなかなか前へ進めない部分があるかと思っておりますので、本件につきましても、現段階では聞きおく程度でよろしいんじゃないかなと思います。

○委員長（板津博之君） そのほかに御意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

特に意見もないようですので、それでは、陳情第2号についても、今、勝野委員からの発言がありましたように聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

それでは、改めてになりますが、以上で当委員会に付託された案件の審査は終了といたします。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは続きまして、協議事項(1)委員会の年間活動計画についてを議題といたします。

それでは、皆さん、お手元にお配りしました資料、教育福祉委員会年間活動計画（案）というものを御覧ください。

それでは私から、この当教育福祉委員会の年間の活動計画案について御説明をさせていただきます。

まず、方針としましては、委員会所管の課題解決に向け、現地視察や研修会の開催及び関係諸団体との懇談会等により、委員それぞれの見識を深め、十分な委員間討議を行い、執行部へ提言していくということで、これは例年どおりということになっております。

2番目として、課題、これも案ですけれども、前期委員会からの引継ぎ事項より、次の2件を重要課題とするということで、地域包括ケアシステムの推進について調査・研究を続けることと。そして2点目として、子供たちの万全な教育環境の確保ができるよう注視していくことということで、今日の請願等もまさにここに入ってくるのかなというふうに思います。その他、議会活動を通じて、市民福祉向上のため、迅速かつ慎重な対応が必要と判断される案件についても所管事務調査に加えていくということで書かせていただいております。

3つ目、活動内容です。

まずは視察、それから懇談会、勉強会により見識を深めると。そして2点目として、関係部署及び施設へ速やかな報告、説明の要請をしていくということです。3つ目としましては、十分な委員間討議の上で執行部へ提言をしていくということになります。

4つ目、スケジュールですが、これは2枚目のほうを、1枚めくっていただいて、表がございまして御覧ください。

今日9月の定例会の委員会ということで、10月には、実は教育委員会のメンバーがせんだって、皆さん、人事案件もありましたが、お一方、替わられるということで、新たなメンバーとの懇談会を10月の中旬、19日となっておりますけれども、そこで予定をしております、もちろん、新型コロナウイルス感染症対策はしっかりとやった上で、懇談会をさせていただきたいと思っております。

まだ、手法についてはちょっとはつきりしませんが、11月に議会報告会がございまして、12月定例会でありますけれども、委員会終わりで、午後から市内施設視察ということで、私の案としては第2ばら教室KANIを今考えております。もし、ほかにも市内で委員会関係で所管部分で視察したいというところがあれば、また御意見いただければ日程に加えさせていただくということでさせていただきたいと思っております。2月に、2月3日頃を予定しておりますが、民生・児童委員との懇談会を考えております。あとは、3月、6月の定例会といった形で、臨機応変にもしかしたら新たな何か視察等が加わったりということもありますけれども、まずはこのような日程で案としてつくらせていただきました。

また、表に戻っていただいて、最後5番目としましては、その他といたしまして、新たな課題が生じた場合、随時、視察や勉強会を開催するというにさせていただきたいというふうに思っております。

以上が教育福祉委員会の年間活動計画（案）ということになりますが、今の計画案の中で何か追加してほしいとかいう、何でも結構ですが、御意見ありましたら、この時間でお願いたします。いかがでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 市内施設の視察ですが、案では第2ばら教室KANIということで、第2が追加されたということでお話はあってもいいと思うんですが、たまたま長年教育福祉分野については離れていたというと誤解がありますが、久々久しぶりなので、第1ばら教室KANIを先に一度見て、第1はなぜかという、基本になるというか、国籍、その他もバラエティーに富んでいるし、施設のよさ悪さというのはあまり今意味がなくて、どういう構造の下でやっておるかということが分かれば、なるほどということになると思うんで、第1を先にというか、余裕があれば第2もというふうでもいいんじゃないかと思ったのと、もう一つ、懇談ですが、教育だから教育委員会というふうで出てきたんだろうけど、民生・児童委員の関係を少し早めに繰り上げたほうがいいんじゃないかなという感じがするんです。

理由は、民生・児童委員が大分大変そうです、聞き及ぶ話では。一度懇談で交流して、生の声を聞いてもいいんじゃないかと。教育委員会はほっておいても、これは消えていなくなることはないし、きっちりしていると思いますんで、より一般市民、住民に近いところの御苦労されている団体と早めに交流したほうがいいんじゃないかなと思います。以上。

○委員長（板津博之君） 視察については、まだ案の段階ですので、もちろん第1、第2と、先ほどの報告事項でもありましたけれども、段階に応じて第1、第2というようなお話もございましたので、日程的にまた調整させていただいて、第1も見られればということで組ませていただければと思います。民生・児童委員さんにつきましても、来年の2月というふうに組ませていただきましたが、早めのほうがいいということであれば、一度先方と調整させていただいた上で、なるべく早められるように努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願したいと思います。

ほかに何かございますですか。

○委員（中野喜一君） 一応、これは提案というか、提言というか、ちょっとよく分からないんですけども、可児市で今後コロナ禍の影響で困っている、経済的に困窮する人が非常に増えてくると思われま。前に、市の政策でプレミアム商品券、所得の低い方に対してやりたりはしたんですけども、この辺も、またまたお金が用意できなくて買えないとかという方もいらっしゃいますので、その辺、本当に困っている人に届く方法を何かしら考えられないかなというのと、あと先日天羽議員も言っていたんですけども、エアコンがない家庭というのもあるので、その辺の支援というのも、やはり40度を超える気温がぼちぼち出てきていますので、その辺も命に関わる問題なので、何かしら支援対策というのを、民間の賃貸に住んでいる方も、市営住宅に住んでいる方も含めて、こう一歩進んだ形で何かできないかなというのが思っているところなんで、一応何らかの形で検討できたらと思うんですけども。

○委員長（板津博之君） まず、プレミアム商品券につきましては、所管がうちの委員会ではありませんので、エアコンの今の市営住宅につきましても、所管がうちの委員会ではないので、

ちょっとこの活動計画の中に落とし込もうと思うとなかなか難しいかなと思うんですが、副委員長、いかがでしょうか。

○副委員長（松尾和樹君） 僕も今委員長の言われたとおりかなというふうに思いました。

○委員（山根一男君） 今日の委員会の質問でも、社会福祉協議会の特別貸付けの質問などありましたけれども、指標として、可児市の困窮度がよく分からないと。生活保護も今のところはあまり増えていないということですけれども、でもちまたといいますか世間的、世界的に見たときに、可児市だけがそんなに困窮している人が少ないんだろうかというのがとても大きな疑問なんですね。福祉を扱う委員会としまして、コロナ禍だからこそ、これから注視していく。課題の中に教育関係のを注視していくというのはありますけれども、教育関係はもちろんですけれども、福祉の生活困窮の度合いですとか、それに対する対策が本当に適切なかどうかというところについて、もう少し委員会として光を当てて、今一番このコロナ禍だからこそ、しかもこれからそれが進展するんじゃないかという見方もありますので、課題にすべき点ではないかと私は思いますけど。

○委員長（板津博之君） ほかにございますですか。

○委員（伊藤健二君） ほかではありません。困窮者が増大しているという問題意識があって、その一つのメルクマール、推しはかっていく材料としてのプレミアムKマネーが満額買えたよと、それで1万円を合法的にもうけさせてもらったよという話にならない。いわゆる半分に抑えました、あるいは給付を受けた10万円を5万円だけ家賃滞納に回して、残りの5万円でプレミアムKマネーを買ったという人もたくさんいるんですよね。事実、プレミアムKマネーは売れ残っている、売れ残ったわけですよ。で、第2次、第3次対応をしているいろいろと対応しているということやもんで、所管がどうかという点でいえばあれやけれども、要するにそういう世情にあらわれている市民の困窮度の問題については、我が常任委員会の基本テーマなんで、教育部門と福祉の部分。

今日答弁もしてくれた福祉支援課の生活保護の担当もあれば、そこと同じ系列の中で、家賃支援の問題だとか、相当やっているわけで、それが伸び悩まないというのは別の事情が明確に働いている話なんですね。その内容も、今の国の生活保護行政等の流れの中で問題ありというふうに私は認識していますし、最近の新聞にもいっぱい載っていますよね。だから、10万円定額給付金についてはばっちりみんなまず現金給付で届けて、それはぜひ活用してくださいと。市も努力したし、国も渋々だけど切り替わってやった。だけど、特例給付金のこの社会福祉協議会のやつを使わざるを得ないというのは、激増しているという状態の中で、それを補完する形で20万円、3か月の60万円が後追いで増えてきておるといのは、まさに焼け石に水なんだけど、それでもそれを借りられるうちは借りていると。

だから、まだ生活保護に届いていないわけで、また生活保護の給付を切り下げる話だとか、車を持っていると受給が基本認定されないだとか、可児市のように中山間地ではないけれども、車は生活必需品になっている部分があって、そこそこの定額の年金と定額の収入があるけれども、そこで全体を養っていくにはできないというような状況の人たちの中に、新たな

貧困が広がっておるという事実はあるわけです。

生活保護が増えないのは、ワンテンポ遅れるという側面と、もう一つは条件が極めて厳しいという。認定の基礎条件が厳しいというのが反映していて、全国的に増えていないんですよ。特に、外国人の中には、そういうふうには単純にいかない問題もあるということで、そういう可児市の特性と貧困層の広がりの問題は、直線的に目に見えない部分があるんで、見える部分と見えない部分をより分けて、可児市の市の行政が福祉の面からどうかというのをやっぱり追求していくという点で大事な視点だと思っているんで。行政は縦割りになるけど、市の常任委員会は多少横串をつくって、問題にしているテーマを分かりやすくするというのは必要だと思うんで、その辺は柔軟に検討していただけたらと思います。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員の御意見はいつも簡潔明瞭ではないのでまとめさせていただくと、委員長としてはあまり長い文章で書けないもんですから、簡単に今私のほうでまとめさせていただくと、コロナ禍での市民の生活困窮状態について、例えば注視していくとか、調査・研究、もっと言えば、今新たな貧困というような言葉も出ましたけれども、漠と言うとそんなようなことになるのでしょうか。

○委員（伊藤健二君） それでいいと思います。

○委員長（板津博之君） 非常に重い内容、テーマですけども、そういったことで、コロナ禍での市民の生活困窮状態について実態把握といったようなことをやっていったほうがいいんじゃないかということでもよろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、ほかに御意見ございますか。

○委員（山根一男君） 今の件、ちょっと補足しますと、プラス、見るだけじゃなくて、政策が有効に働いているかどうかの検証ですね。そこまで含めた形でないといけないと思います。例えば、私、ちょっと1件、たまたま困窮している方をお連れして国保年金課へ行ったんですけども、20%減免という措置があると書いてあって行ったら、ただ、それは前年が既に非課税世帯の場合はもうゼロだから、それ以降ないということで一切ないんですね。結局、もともと貧困に近いような人は全く恩恵を受けられない施策であるということがよく、国からの施策ですからそれ自体はそうですけれども、そういう穴といいますかですね。それで、何か困窮者にいろいろとやっているなと思ったけど、実際に届いていないというのをつぶさに感じましたんで、そういったことも含めて検証できたらと思います。

それはちょっと意見ですけど、もう1件、課題の中で、2番目の子供たちの万全な教育環境の確保ができるように注視していく、これは当たり前のことなんですけど、具体的に何をやるというのか、この委員会としての存在価値というか目標そのものだと思うんですけども、そういうことも含めて、何か課題とするのはいいけれども、それを最終的に今期の我々の中でどういう形になったら……。終わらない、ただずうっと継続することかもしれないけれども、今期の我々の中で何らかの到達点みたいなものがないと、いろいろ検討しましたというだけで終わるような気がするんですけど、その辺どうお考え、委員長のお考えで

も結構ですので、目標にしてどんどん増やしていく、それはいいんですけども、どこまでやったらいいのかというところがちょっと見えないので、皆さんの意見も踏まえまして、何かありましたらお願いします。

○委員長（板津博之君） 今の件につきましては、ほかの委員会でも同じことだと思うんですが、基本的には可児市議会の議会運営サイクルなりP D C Aの中で、これから分科会もございますけれども、執行部に対して提言をしていくというのもその一つだと思いますし、代表質問も今のシステムの中ではその一つになろうかと思えます。

子供たちの万全な環境の確保ができるよう注視していくことの中には、例えばタブレットが配付になる、今回も副委員長が一般質問でやっていますけれども、コロナ禍において、第3波なり、今後また感染拡大という中で、オンライン教育、学習というところも、果たしてこれが可児市の中で機能していくのかとかですね。先ほどの少人数学級の件もしかりですし、非常にこの中には具体的な案件がかなり内包されているというふうに考えますので、今私が申し上げたように、決算の審査をする中で提言に加えていくのもしかりですし、ないしは視察対応をやられている方は御存じだと思うんですけども、議会報告会、いわゆる市民意見聴取の場、高校生議会もそうなんですけれども、そういった場で御意見を聞きながら、それを提言なり、それから執行部の政策につなげていくということがまさに議会運営サイクルの中での可児市議会の役割だと思っておりますので、当委員会としましても、そういった機会を通じてアクションを起こしていくということがリアクションになるかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員（川合敏己君） 先ほど、伊藤健二委員のほうからも出たものをさっき委員長がまとめていただいたんですけども、確かにコロナ禍における生活困窮者、大切な視点だと思います。地域包括ケアシステムの推進について、また子供たちの万全な教育環境の確保ができるよう、また先ほどのコロナ禍における生活困窮者について、これはやっぱり教育福祉の中では絶えず注視していかなきゃいけない問題だと思いますし、山根委員がおっしゃられたように、いわゆるいろいろな施策が進んでいるわけなんですよね。それをやっぱり教育福祉委員会としてしっかりと監視しているんだということの報告を受けながら、その中で足りない部分、足りていないんじゃないかというような委員会の意見をしっかりと執行部に伝えていくことは、よりよいサイクルにつながっていくのかなというふうに思いますので、私は先ほど出たその3点を、漠としたようなところではあるんですけども、その中でその時々に必要なものをしっかりと委員会として注視していけばいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

そうしましたら、今、川合委員からもおっしゃっていただきましたけれども、当委員会としての課題につきましては、地域包括ケアシステムの推進について調査・研究を続けることと、それから子供たちの万全な教育環境の確保ができるよう注視していくこと、3点目として、今日追加させていただくコロナ禍での市民の生活困窮状態について注視していくことというようなことでいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、その3点とさせていただきます。

そのほか、先ほどいただいた意見については、また正・副委員長のほうで検討させていただいた上で、また活動計画のほうに反映させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに、何か全体を通じて発言があればお聞きしますが、いかがですか。よろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日の案件は全て終わりました。

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後1時28分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月14日

可児市教育福祉委員会委員長